

説明資料

**全国生活衛生・食品安全関係  
主管課長会議**

**令和5年3月**

**医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部門**

生活衛生・食品安全企画課  
国際食品室

〈生活衛生・食品安全企画課〉

- 1 カネミ油症対策に関する行政協力について……………2
- 2 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力……………7
- 3 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション等の取組……………10
- 4 生活衛生等関係行政の権能強化のための関係法律の整備に関する法律案について  
……………11

〈国際食品室〉

- 1 コーデックス委員会への対応……………12

## 1. カネミ油症対策に関する行政協力について

### 従前の経緯

- 昭和43年に西日本を中心に発生した米ぬか油を原因とする食中毒事件。
- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣(法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣)による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果について、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられた。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 法に基づき「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」(以下「指針」という。)が平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に国(厚生労働省、農林水産省)、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」(平成25年5月15日付食品安全部長通知)に基づき健康実態調査を開始し、その後、毎年度調査を実施している。
- 法附則第2条の規定に基づく対応として、平成28年4月に告示を改正し、これまでの施策に加えて、
  - ①カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること及び健康実態調査や検診

の後に、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることができる体制の充実

②漢方薬を用いた臨床研究を含めた更なる調査及び研究の推進

③油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大

④相談支援員の設置を進めるとともに、相談員制度における相談員と相談支援員との相互の連携及び相談支援員に対する研修等の実施を通じて、相談に関するネットワークを構築し、カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図ること

の4つの支援措置を新たに追加し、施策の総合的な推進を図っている。

## 今後の取組

○ 引き続き、国(厚生労働省、農林水産省及び関係省庁)は、法及び指針に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの進捗状況

### ①健康実態調査の実施

平成27年度の調査協力者：1,441名

平成28年度の調査協力者：1,437名

平成29年度の調査協力者：1,425名

平成30年度の調査協力者：1,411名

令和元年度の調査協力者：1,384名

令和2年度の調査協力者：1,362名

令和3年度の調査協力者：1,344名

令和4年度の調査協力者：1,315名

### ②油症患者の認定範囲の拡大

平成24年12月3日に診断基準を改定。令和4年12月末までの認定患者数は2,367名(うち同居家族認定は343名)

### ③三者協議の実施

国(厚生労働省、農林水産省)、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

(今年度は第19回(令和4年6月)及び第20回(令和5年1月)を実施)

○ 特に相談体制の充実にあたっては、都道府県に設置する相談支援員向けの業務マニュアルを油症治療研究班と連携して作成し、平成28年4月から国の委託事業として、都道府県等に相談支援員を設置している。現在のところ、広島県、高知県、福岡県、長崎県(各1名、計4名)及び九州大学(計3名)に設置している。

## 都道府県等に対する要請

- 本年3月に書面開催するカネミ油症行政担当者会議において、各都道府県等にご対応いただきたい事項をお願いしたが、改めて以下に掲げるカネミ油症患者の支援等に関して、引き続きご協力をいただくよう、重ねてお願いする。

### (健康実態調査の実施)

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠である。特に、患者からは予算成立後速やかに調査を実施し、健康調査支援金もできるだけ速やかに(遅くとも9月末までに)支払っていただくよう三者協議において患者団体から要請があるため、令和5年度以降も協力をお願いする。

なお、健康調査支援金の支給対象者が生活保護受給者の場合は、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」(平成25年6月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長、社会・援護局保護課長通知)を参照していただきたい。

また、同居家族認定の周知のため、令和5年度健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続の案内のための書類を同封するようお願いする。

- 第14回三者協議での合意に基づき、油症患者に対する施策の一層の推進のため、国、都道府県等、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社の各主体間で油症患者健康実態調査の対象者等の情報をオンラインで連携できるシステムについて、令和3年7月から本格運用を開始した。令和4年度においては、健康実態調査データの格納・自動集計・分析機能を追加する等の機能改修を実施している。都道府県等においては、引き続き運用等について協力をお願いする。

なお、データ登録及び情報連携の可否についての意向を確認するため、令和5年度健康実態調査の送付の際にも、令和4年度までに回答のなかった方を対象に、同意書を同封するようお願いする。

- ※ 令和3年度から、油症治療研究班において、「油症患者の次世代の方への健康調査」が開始された。来年度においても新たな協力者を呼びかけるため、令和5年度健康実態調査の送付の際に、別途お示しする次世代調査への協力の呼びかけ文を同封するようお願いする。

### (受療券利用可能医療機関の拡大)

- 油症患者受療券利用可能医療機関の拡大について、令和4年度においても、指針において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」とこととされていること及び三者協議での患者団体の要望を踏まえ、患者から希望のあったすべての医療機関への要請を行っている。個別の医療機関に対する受療券の利用に係る要請について、対象医療機

関が所在する都府県及び医師会等に対して協力依頼を発出しているため、都府県医師会等と連携し、対象医療機関等への協力要請をお願いする。

### (カネミ油症検診の実施)

- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者の希望等を考慮することとし、検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示する、公共交通機関で行くことができる範囲の場所にするなど、日程面、交通面等の利便性を高めるよう、特段の配慮をお願いする。特に、以下の点について三者協議において患者団体から要望があるため、引き続き検診体制の整備をお願いする。

- ①平日だけでなく、休日にも受診できるよう検診日程の調整をお願いしたい。
- ②歯科検診は毎年度受診できるよう、診療科目の調整をお願いしたい。
- ③事前に予約を行わなかった場合にも対応できるよう、人数枠を柔軟に設定してほしい。
- ④検診結果についてはわかりやすい通知を心がけてほしい。
- ⑤当日の飛び込みの受診希望にも対応してほしい。

加えて、認定されていない者が検診を受診した際には、懇切丁寧に対応してほしいとの声もあるので、配慮をお願いする。

また、健康実態調査票の送付の際に油症検診の案内を同封するなど検診の周知について協力をお願いする。

- 指針に定める、カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握することができる体制の充実として、いわゆる「検診手帳」を令和2年3月に発行したので、引き続き配布等について協力をお願いする。

### (認定について)

- 法に基づく支援措置を確実に実施する必要があるため、令和4年度末現在の認定患者数等の情報について今後調査をお願いするので、必要に応じて、管下市区町村が保有する住民基本台帳情報との突合を行うなどにより、正確な情報の把握及び報告について協力をお願いする。

また、各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続き及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続きお願いする。

加えて、患者から、居住地の移転や死亡に関する連絡を受けたときは、システムによる情報連携の同意を得ている患者の場合、システム上の当該情報を更新するようお願いする。なお、情報連携の同意をしていない患者の場合は、従来どおり、患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係自治体やカネミ倉庫等に提供

するようお願いする。

#### (カネミ油症に関する情報提供及び相談支援の推進)

- 患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があり、平成28年度健康実態調査等事業から、相談支援に関する項目を加えたところである。これを踏まえ、各都道府県においては、この事業を活用して相談支援員の設置を進め、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員との連携を図り、適切な相談対応をお願いする。

また、カネミ油症に関する正しい知識の普及を図るため、カネミ油症に関する理解が深まるよう、国において設置しているカネミ油症に関するホームページや各都道府県等の広報誌、ホームページ等を通じて周知するようお願いする。認定患者数の多い自治体におかれては、平成25年度の油症治療研究班において作成した医療従事者向けの啓発パンフレットの再配布の検討をお願いする。

#### (その他)

- 上記のほか、法及び指針に基づき、関係地方公共団体においては、引き続き積極的に国が実施するカネミ油症患者に関する施策の実施に協力するとともに、地域の特性に応じたカネミ油症患者に関する施策の策定及び実施に努めるようお願いする。



## 2. 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

### 従前の経緯

- 昭和30年に西日本を中心に人工栄養の乳幼児の間に発生した食中毒事件。
- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発第0027第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化に伴い、今後、高齢者福祉の分野での取組が重要となってくることや更なる行政協力を推進していくため、平成25年2月27日付けで、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する行政協力について」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)、「(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長、障障発0227第2号障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を改正し、また、「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長、老高発0227第1号老健局高齢者支援課長、老振発0227第1号同局振興課長、老老発0227第2号同局老人保健長連名通知)を発出した。
- また、森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化等に伴う生活の場の確保に関連して、施設入所等に関する通知を再周知するため、平成28年9月16日付事務連絡「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を発出するとともに、障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者へのサービスが65歳以降も適切に提供されるよう、平成31年1月10日付けで、「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」を発出した。
- 生活保護制度における「健康管理手当」の取扱いについては、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知)により、「健康管理手当」を収入として認定しない取扱いとして

いる。

- 森永ひ素ミルク中毒被害者の住所が不明な場合、救済事業を実施するため、(公財)ひかり協会が都道府県を通じて市町村に転居先情報の照会を行うことがあるが、これに対してご協力いただけるよう、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)に基づき、都道府県には管内市町村に対して周知や必要な調整等を行っていただいている。

#### 今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じている。

#### 都道府県等に対する要請

- 本年2月上旬に動画とオンラインを活用した「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財)ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を要請したが、当該行政協力としては、次に掲げる5点をお願いする。
  - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的で開催すること。
  - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
  - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
  - ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
  - ⑤ 令和2年8月までに、すべての被害者が65歳に達したことから、平成31年1月10日付事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護

保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくこと。

- また、引き続き、生活保護制度における「健康管理手当」の取扱いについてご留意いただくとともに、住所不明の森永ひ素ミルク中毒被害者に関する転居先情報の照会対応にご協力いただきたい。

### 3 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション等の取組

#### 従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条、食品衛生法第70条、第71条）。
  - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
- 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ウェブサイトの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。

《令和4年度の主な実績》

  - ・意見交換会等の開催（食品中の放射性物質、健康食品、輸入食品）
  - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin\_ANZEN））による情報発信：食中毒予防、意見交換会等の開催案内 等
  - ・動画「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」の改訂
  - ・パンフレット「食品の安全確保に向けた取り組み」の改訂
  - ・パンフレット「知りたい輸入食品」の改訂
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなどの協力をしている。

#### 今後の取組

- 今後とも、意見交換会の開催、広報や広報資材の提供等に積極的に取り組むこととしている。

《令和5年度の主な予定》

  - ・意見交換会の開催
  - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin\_ANZEN））による情報発信
  - ・ウェブサイトの充実
  - ・パンフレット、リーフレット等の広報資材の作成

#### 都道府県等に対する要請

- 食品中の放射性物質対策等、厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力を引き続きお願いしたい。
- Twitter「厚生労働省食品安全情報@Shokuhin\_ANZEN」にて、食品安全情報に特化した情報を発信しているので、業務の参考にしていただきたい。
- 各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いする。厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。
- また、厚生労働省においては、作成したパンフレット等を厚生労働省ウェブサイトに掲載しているので、関係事業者、消費者庁等への周知にご活用いただきたい。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/pamph.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/pamph.html))

#### 4. 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案について

##### 従前の経緯

- 令和4年9月に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁へ、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管する方針が決定され、必要な法案を本年の通常国会に提出し、令和6年度の施行を目指すこととされた。
- これを受けて、本年3月7日に、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」を第211回国会（通常国会）に提出した。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/211.html>)

##### 都道府県等に対する要請

本法案が成立した場合、令和6年4月の施行に向けて、都道府県等に対し、具体的な組織体制の検討状況等について丁寧に情報提供を行っていきたいと考えているので、その内容について御了知いただくようお願いする。

## 1 コーデックス委員会への対応

### 従前の経緯

- コーデックス委員会は、昭和 38 年に国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）によって合同で設立された国際政府間組織であり、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保するため、国際貿易上重要な食品の安全及び品質の基準などを策定している。コーデックス委員会には、令和 5 年 2 月現在、188 カ国及び 1 機関（EU）が加盟しており、総会、執行委員会、一般問題部会（10 部会）、個別食品部会（12 部会、うち 8 部会が休会中）及び地域調整部会（6 部会）が置かれている。
- コーデックス委員会によって策定される食品規格は、世界貿易機関（WTO）の定める協定において各加盟国が参照すべき基準とされ、食品貿易に重要な役割を果たすほか、我が国における食品のリスク管理にも大きな影響を及ぼすため、厚生労働省としても、関係府省等の関係機関と連携し、積極的に参画している。
- 日本は、食品の安全について横断的に議論する一般問題部会（残留農薬部会、食品汚染物質部会等）に継続的に参画し、日本の実態が反映されるように取り組んできた。また、総会等におけるコーデックス委員会の運営に関する議論にも積極的に関わっている。
- 厚生労働省は、消費者庁・農林水産省と共同で「コーデックス連絡協議会」を開催し、コーデックス委員会の活動や我が国の取り組みについて、国内の消費者をはじめとする関係者に対して情報提供し、意見を聴取している。

### 今後の取組

- 今後も、食品の安全に関連するコーデックス文書について、我が国の食品衛生規制等との調和を図り、国民の健康を保護する観点から国際的な規格や基準について発言を行い、我が国の意見が十分に反映されるよう、引き続きコーデックス委員会に積極的に参画していく。

### 都道府県等に対する要請

- これまで、食品中の放射性物質の検査結果など、都道府県が実施した検査・調査の結果を、要請に応じてコーデックス委員会に情報提供してきたところであるが、我が国における食品の安全に関する意見をコーデックス委員会において策定される食品規格に十分に反映させるに際し、今後も、都道府県等における食品の安全に関するデータや食中毒情報等が必要となる場合もあるため、その際には、都道府県等の御協力をお願いす

る。

- また、ホームページには主なコーデックス規格等の日本語訳 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/codex/06/index.html>) を掲載しているので、必要に応じて参照いただきたい。

## 2 厚生労働省食品安全分野英語版ホームページ

### 情報提供

- 令和元年、我が国の食品安全分野の制度を分かり易く海外へ情報提供する観点から、食品安全分野の英語版ホームページを刷新した。今後も、掲載内容の拡充に努めていく。アドレスは次のとおり。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/index\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index_00006.html)

## 3 世界食品安全の日

### 情報提供

- 平成 30 年に国際連合は、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成のために、毎年 6 月 7 日を「世界食品安全の日 (World Food Safety Day)」と定めた。
- これを受け、コーデックス委員会においても、毎年 6 月 7 日を世界食品安全の日として食品安全の普及啓発などを行うことが提言されている。
- 世界食品安全の日について周知するべく、世界食品安全の日のパンフレットの日本語版を作成し、ホームページに掲載している。アドレスは次のとおり。

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNC430C277A69502ed364c8c5024f39d8fef4699fa74d05fa0230401029325394f44ec70c8aa4a>